

第十六条の中「前三条」を「第十四条から前条まで」に、「又は口座振替による納付」を「口座振替による納付」替による納付又は指定立替納付者による納付」に改め、「本人が」と「の下に「第十五条の二第一項（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正）」を加える。

第十八条第三項中「手数料について」の下に「同法第一百九十五条第六項の規定は前項の規定により納付すべき手数料（同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。）について」を加え、「同法第一百九十五条第八項」を「同条第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（手数料の減免）
第十八条の二 特許庁長官は、日本語でされた国際出願をする者であつて、中小企業者（特許法第二百九十五条の二第二項に規定する中小企業者をいう。）、試験研究機関等（同条第三項に規定する試験研究機関等をいう。）その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき手数料（同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）を軽減し、又は免除することができる。

（弁理士法の一部改正）
第八条 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第五項中「第十号」を「第十六号」に、「第十三号から第十六号まで」を「第十九号から第二十二号まで」に、「秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないもの」を「同条第六項に規定する営業秘密のうち、技術上の情報であるもの」に、「同項第十四号」を「同条第一項第十一号から第十六号までに掲げるものにあつては技術上のデータ（同条第七項に規定する限定提供データのうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。）に関するものに限り、同条第一項第二十号」に、「同項第十五号」を「同項第二十一号」に改め、「又は技術上の秘密」の下に「若しくは技術上のデータ」を加える。

第四条第三項第一号中「技術上の秘密」の下に「若しくは技術上のデータ」を加え、同項に中「既に秘密として管理されているもの」を「技術上の秘密及び技術上のデータ」に改め、同項に次の一号を加える。
四 特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利若しくは技術上の秘密若しくは技術上のデータの利用の機会の拡大に資する日本産業規格その他の規格の案の作成に関与し、又はこれに関する相談に応ずること。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条及び第三十四条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日
二 第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定、第四条中意匠法第四条第一項及び第三十四条、第十六条及び第三十三条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日
三 第一条中不競争防止法第二条第一項第十七号とする部分を除く。）、同項第十二号の改正規定（同号を同項第十八号とする部分を除く。）、同条第七項の改正規定並びに第五条中商標法第十条第一項の改正規定並びに附則第十条、第十二条、第十三条第一項中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定（同号を同項第十七号とする部分を除く。）、同項第十二号の改正規定並びに第三十三条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

四 第三条中特許法第二百七条第三項の改正規定、第二百九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第二百十二条第一項及び第六項の改正規定、第二百九十五条第六項の改正規定並びに第二百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十二条、第十五条、第二十条三條及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
五 第四条中意匠法第十五条第一項及び第六十条の十の改正規定並びに附則第十三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
（不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条

（規定）

（規定）